

平成 29 年 3 月
防 衛 省

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集結果について

防衛省において、平成 29 年 2 月 23 日（木）から同年 3 月 24 日（金）までの間、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令案について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、1 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも、防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省大臣官房監査課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL：03-3268-3111（内線20982）

意見内容等について

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	省令案の修正
	全般	安全保障技術研究推進制度に関心を持っている研究者です。この改正は同制度を意図したものと理解しています。同制度の要綱を読んでいた時に、購入した物品は防衛省に返却することになっていたと記憶しています。 研究者の立場からすると、多くの場合、研究期間を過ぎても引き続き研究したいと考える場合が多いと思います。その点からすると、今回の改正は研究者側の希望に沿ったものと思います。ただ貸付期間は原則1年ですので、期間については柔軟な対応を期待したいと思います。 余談ですが、安全保障技術推進制度には、非常に関心を持っており、自分の研究の方向が合致していれば、応募したいと強く思っています。しかし大学当局の方では一部の批判を恐れて、中々応募に同意してもらえません。所属組織の同意の一点がネックとなって応募できない研究者も多くいます。	いただいた御意見は、本改正案に対する賛同意見として承ります。 改正部分以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。	なし